

平成29年11月27日

各 位

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社 (管理会社コード：13084)
代表者名	代表取締役社長 柴田拓美
問い合わせ先	ETF開発部 今井幸英 (TEL. 03-6447-6581)

「上場インデックスファンドF T S E日本グリーンチップ35」 繰上償還および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ

当社は、平成29年11月27日に、「上場インデックスファンドF T S E日本グリーンチップ35」（以下「当ETF」といいます。）（証券コード：1347）につき、繰上償還および重大な約款変更（以下、付随する約款変更といいます。）を提案し、法令の規定に従い書面による決議を行なうべく、平成29年12月13日を基準日と定めて当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議において議決権を行使できる受益者と定めましたので、ここにお知らせいたします。

なお、当該繰上償還および付随する約款変更にかかる書面決議が可決された場合、平成30年2月8日に当局への届出を行ない、平成30年3月9日付で約款変更を実施して、平成30年3月12日を信託終了日として繰上償還する予定です。

記

1. 対象ファンド

「上場インデックスファンドF T S E日本グリーンチップ35」

2. 繰上償還（予定）および付随する約款変更（予定）に関する日程

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ●書面決議の対象受益者の確定基準日 | : 平成29年12月13日（水） |
| ●（受託銀行からの）書面決議に関する書類発送日 | : 平成30年1月15日（月） |
| ●議決権行使書面による議決権行使期限 | : 平成30年1月30日（火） |
| ●書面決議日 | : 平成30年2月7日（水） |
| ●買取請求開始日（予定） | : 平成30年2月8日（木） |
| ●買取請求終了日（予定） | : 平成30年2月27日（火） |
| ●約款変更実施日（予定） | : 平成30年3月9日（金） |
| ●信託終了日（予定） | : 平成30年3月12日（月） |
| ●償還金支払開始日（予定） | : 平成30年4月20日（金） |

3. 東京証券取引所における売買に関する日程（予定）

- | | |
|-------------------|------------------|
| ●「監理銘柄（確認中）」への指定 | : 平成29年11月27日（月） |
| ●「整理銘柄」への指定 | : 平成30年2月7日（水） |
| ●東京証券取引所における最終売買日 | : 平成30年3月7日（水） |
| ●上場廃止日 | : 平成30年3月8日（木） |

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

4. 繰上償還（予定）および付随する約款変更（予定）の内容

＜議案①：繰上償還＞

当E T Fは、平成21年4月27日に純資産総額が約10億16百万円で設定され、平成21年4月28日に東京証券取引所に上場いたしました。設定来、当E T Fの「運用の基本方針」に則り、対象インデックス（F T S E日本グリーンチップ35指数）の採用銘柄を投資対象として、当E T Fの基準価額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目指して運用を行なって参りました。残念ながら、昨今の純資産総額は伸び悩む状況が続いており、平成29年10月末の純資産総額は約2億38百万円となっております。

弊社では、当E T Fの純資産総額が減少していることから、当E T Fは対象インデックスへの連動性を維持した運用の継続が困難な状況にあると考え、当E T Fを繰上償還することが受益者にとって有利と判断いたしました。

＜議案②：付随する約款変更＞

当E T Fの繰上償還にあたり、関連法令・諸規則が整備されたことから、金銭での支払いによる償還を行なえるよう、信託約款の一部に所要の変更を行なう予定です。

5. 書面決議の判定

議案①および②に関する書面決議はそれぞれ、賛成の意思表示をされた受益者（約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する平成29年12月13日現在の受益権口数が、平成29年12月13日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。ただし、「議案①が可決され、かつ議案②が否決された場合」は、議案①および②ともに中止いたします。

6. 書面決議に反対された受益者の買取請求手続き

議案①に関する書面決議に関しては、「投資信託及び投資法人に関する法律第20条」に基づいて、また議案②に関する書面決議に関しては、「投資信託及び投資法人に関する法律第18条」に基づいて、書面決議に反対された受益者は平成30年2月8日から平成30年2月27日までの間に、当E T Fの受託会社に対して、平成29年12月13日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取を当社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

7. 取得申込および交換請求の停止

議案①および②に関する書面決議がともに可決された場合、当E T Fの取得申込および交換請求は、平成30年2月9日以降、受け付けないこととします。

8. 約款の新旧対照表（案）

追加型証券投資信託 上場インデックスファンドF T S E日本グリーンチップ35 約款	第4条
	第36条
	第37条
	第43条
	第44条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
（信託期間） 第4条 ①この信託の期間は、信託契約締結日から平成30年3月12日までとします。	（信託期間） 第4条 ①この信託は、期間の定めを設けません。ただし、<u>第45条、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定によりこの信託を終了させる場合があります。</u>
（収益分配金および償還金の支払い） 第36条 ①収益分配金は、計算期間終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に支払います。 ②前項に規定する収益分配金の支払いは、原則として受託者が、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第17条第2項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。 ③償還は、信託終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、当該信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行ないます。なお、当該信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ④信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終	（収益分配金の支払い） 第36条 ①収益分配金は、計算期間終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に支払います。 ②前項に規定する収益分配金の支払いは、原則として受託者が、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第17条第2項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。 （新 設） （新 設）

了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたり元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した金額とします。	
⑤前項に規定する償還金の支払いは、原則として受託者が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行なうものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。	（新 設）
⑥受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第17条第1項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。	③受託者は、収益分配金の支払いについて、第17条第1項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。
（収益分配金および償還金の時効） 第37条 ①受益者が、収益分配金については前条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については前条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。	（収益分配金ならびに信託終了時の交換株式および買取代金の時効） 第37条 ①受益者が、収益分配金については前条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了時における株式および買取りに係る金銭については信託終了日から10年間その交換または支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。
（信託終了時の交換等） 第43条 （削 除）	（信託終了時の交換等） 第43条 ①委託者は、この信託が終了することとなる場合は、受益者が保有する受益権について、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を、当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。 ②委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第1項による交換時において、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。 ③第1項の株式の交換は、原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から行ないます。 ④委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

	⑤第1項から第3項の規定にかかわらず、受益者の保有する受益権のうち、第1項の交換に必要な受益権口数に満たない振替受益権については、信託終了日以降、償還価額をもって委託者の指定する第一種金融商品取引業者が買取りを行なうものとします。 ⑥委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前項の買取りを行なうときは、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
(質権口記載または記録の受益権の取り扱い) 第44条 ①振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付、<u>交換株式の交付および償還金の支払い</u>等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。	(質権口記載または記録の受益権の取り扱い) 第44条 ①振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付および交換株式の交付 <u>(信託終了時の交換等を含みます。)</u>については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

以上